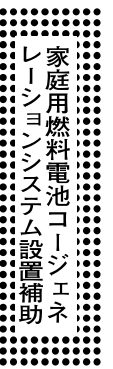


18. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助



18. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成23年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成24年度の補助金額は、1件あたり定額7万円である。

表 - 64 補助実績

	23 年 度	24 年 度
件 数	20件	35件
補助額	1,400,000円	2,450,000円

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 設置予定の補助対象システムが、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象システムであること。
- (2) 設置前において使用に供されたものでないこと。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
- (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者

2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基につき定額7万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置計画書（様式第2）
- (2) 工事請負契約書又は補助対象システム設置工事に係る見積書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前（建売住宅の場合は引渡し前）の現況が確認できるカラー写真
- (5) 新築建売住宅に設置する場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手すること（建売住宅の場合は対象システムを設置された建物の引渡しを受けること）ができる。
（計画変更等の承認）

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。
（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また該当年度の3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければなら

ない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書（様式第7）
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の見積書又は契約書と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し（日付及び販売会社名が記載されているもの）
- (5) 次に挙げるカラー写真
 - ・ 設置場所と設置状態が確認できるシステムの全景
 - ・ 燃料電池ユニットの品名番号と製造番号（銘板）の拡大写真
 - ・ 貯湯ユニットの品名番号と製造番号（銘板）の拡大写真
- (6) 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象システム設置工事に係る支払が完了した日
- (2) 補助対象システムの保証書に記載される保証の開始日
(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付額確定通知書（様式第8）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業の完了日から6年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金処分承認申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（補助金の決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）第8条第1項に規定する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）を同項に規定する期限までに提出しないとき。

（4）この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（5）一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

（協 力）

第13条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて電気使用量及びガス使用量の提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。